

下阪本学区

自治連合会創立60周年

# 災害対応マニュアル



平成27年12月 〈初版〉

下阪本学区自治連合会

下阪本学区自主防災会

# 目 次

◎災害対応マニュアルの策定について	1
1 情報・収集・伝達	2
2 警戒本部・対策本部の設置	3
(1) 警戒本部の体制	3
(2) 対策本部の体制	3
3 災害活動体制	4
(1) 地震災害時の体制	4
(2) 風水害災害時の体制	5
4 活動内容	6
(1) 警戒本部の活動	6
(2) 対策本部の活動	6
(3) 警戒本部・対策本部・避難場所・避難所の構成員	7
5 平常時の活動	8
6 下阪本学区防災計画	9

## (参考資料)

避難場所・避難所	参考資料 1
災害発生時自治会集合場所及び避難場所	参考資料 2
防災倉庫の場所と防災資機材	参考資料 3
避難者名簿	参考資料 4
関係団体等電話番号一覧表	参考資料 5
災害発生時及び緊急時の自治連合会連絡網	参考資料 6
災害対応マニュアル配布先一覧	巻末 1
頁改訂記録	巻末 2

# 下阪本学区

## 災害対応マニュアル

### マニュアルの策定について

近年「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」など多くの尊い生命を奪った大規模な地震が相次いで発生しており、近い将来南海トラフにおける巨大地震が発生するといわれています。

下阪本地域にあっても琵琶湖西岸断層帯に含まれ、決して油断することはできません。

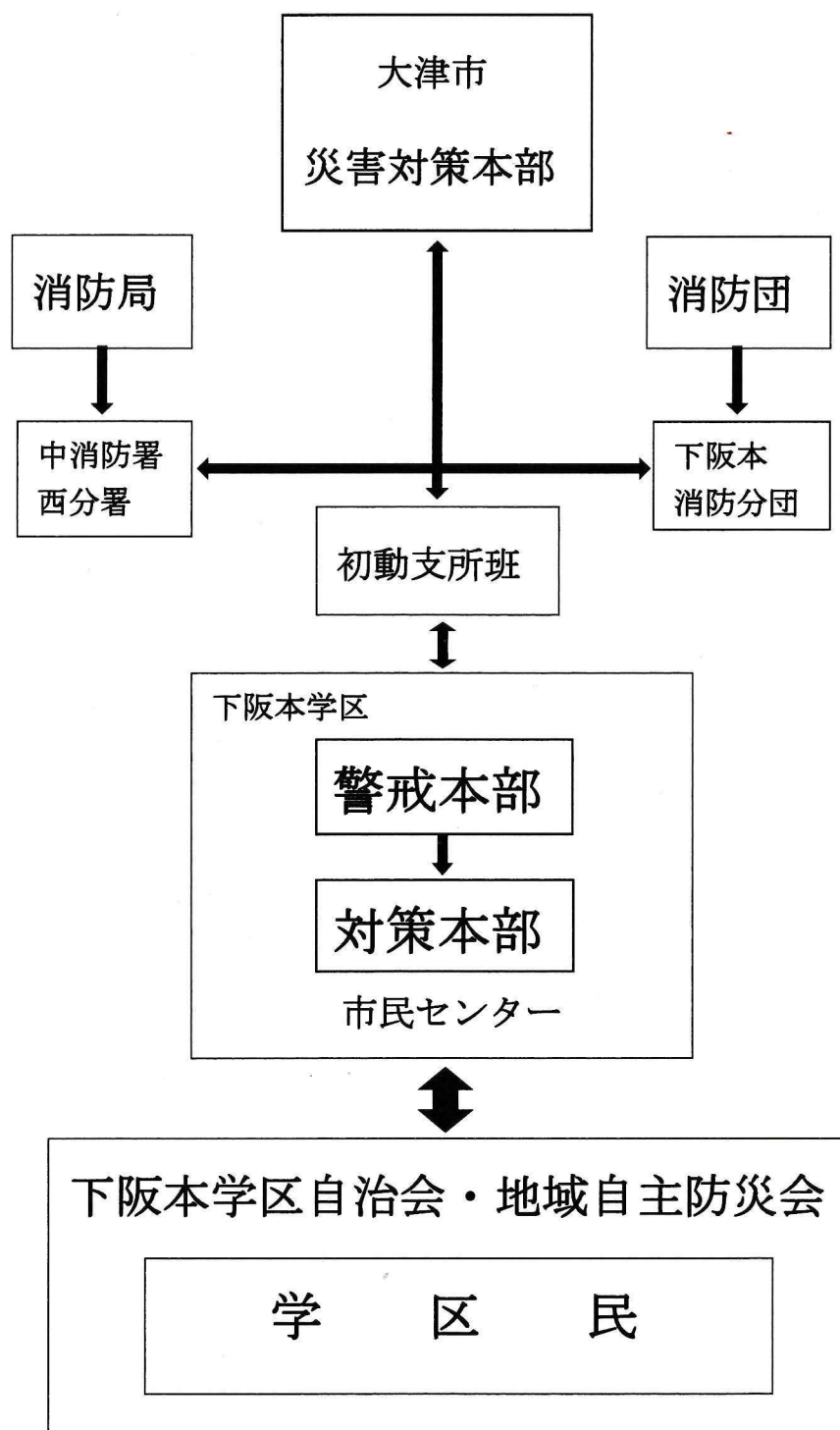
さらに地震だけでなく、近年各地で台風や豪雨など多様化する災害に備え、市民の尊い生命や財産を守るため、本市では「地域防災計画」が策定されており様々な対策を行い災害に強い安全なまちづくりに努めておられます。

しかし、大規模な地震等が発生した場合には、公的機関が現場に駆けつけるには、倒壊物等により困難又は相当な時間を要することが先の大震災でも示されていることから、災害が発生した場合には、「自分の命は、自分で守る」「自分たちの町は自分たちで守る」という心構えを持って、住民同志で助け合い救出・救護・初期消火することで被害を最小限に食い止めることが大変重要です。

これまで下阪本学区では、平成18年に設立された学区自主防災会が防災計画に基づき、その役割を果たしてきたものの、住民の防災意識の普及啓発や防災資機材の整備にとどまり、実際に災害が発生した場合には、人的、物的にその活動に困難性があることから、今回地震や豪雨などの自然災害に対して、学区全体として各種団体相互の連携した防災活動を行える組織体制や住民の避難方法、安否確認さらには、救援物資やボランティアなどの応援要請の方法などを示す「下阪本学区災害対応マニュアル」を策定することとしたものです。

- 1 自然災害（地震・台風・風水害等）の発生により大きな被害が発生した場合又は発生の恐れがある場合の対応基準
- 2 防災体制における各種団体の活動の方法
- 3 学区内での行方不明者等の搜索要請があった場合について一部準用

# 1 情報・収集・伝達



## 2 警戒本部・対策本部の設置

災害発生(発生の恐れがある場合)

警戒本部の設置

災害情報の収集・被害状況の収集・対策本部の設置準備

対策本部の設置

災害情報の収集・被害状況の収集・集約・報告

災害情報・被害状況の報告・任務分担の確認

※ 行方不明者等の搜索要請等があった場合一部準用

### (1) 警戒本部の体制 (市民センター)

自治連合会 (会長)・自主防災会 (会長)

### (2) 対策本部の体制 (市民センター)

本 部 班

自治連合会 (会長・副会長・事務局長)

自主防災会 (会長・副会長)

社会福祉協議会会長・民生児童委員協議会会長

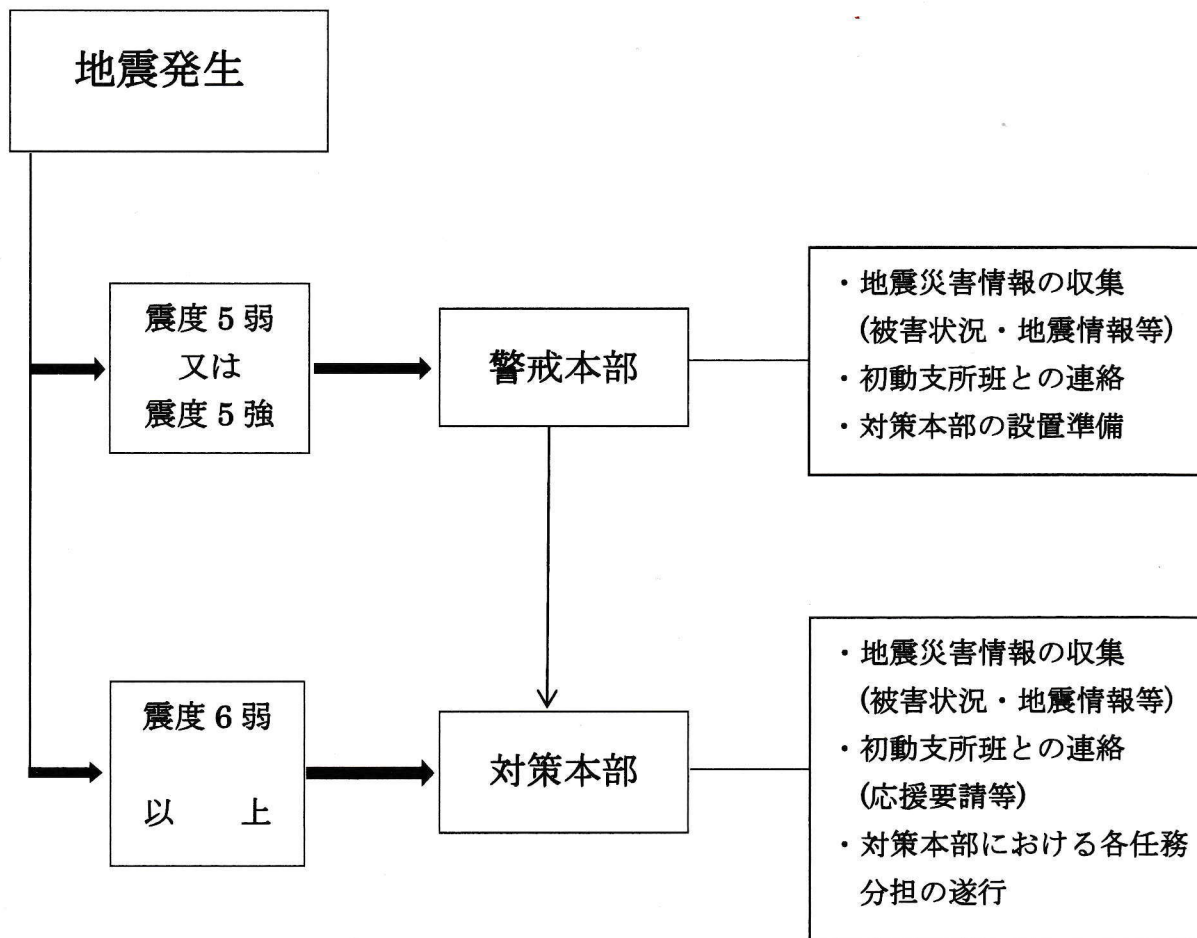
体育振興会会長・自主防犯協推進協議会会長

女性部部長

### 3 災害活動体制

#### (1) 地震災害時の体制

地震発生時の活動体制は、次のとおり「警戒本部」「対策本部」の2体制とする。



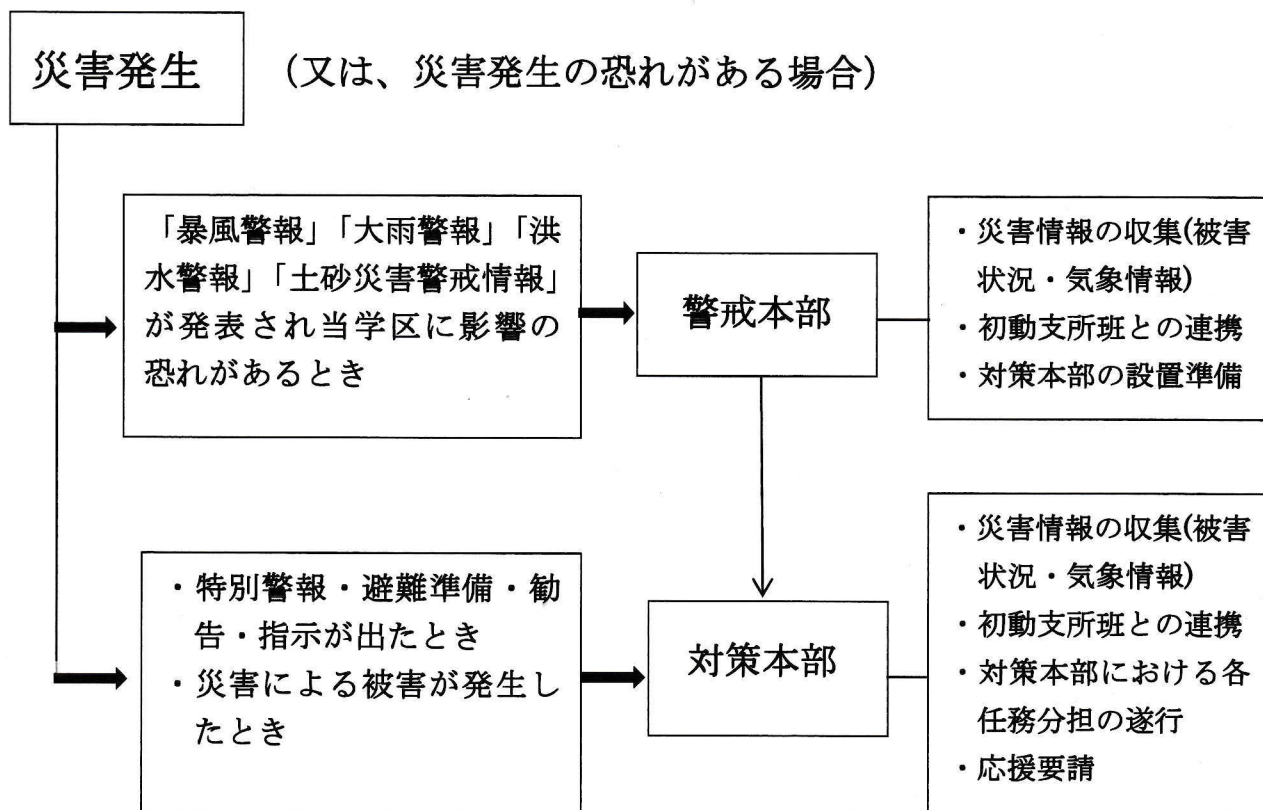
#### 震度階 (参考)

震度 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かなりの恐怖感がある。吊り下げてあるものは大きく揺れ、棚にある食器音を立てることがある。</li> <li>・電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。</li> </ul>	震度 5 弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</li> <li>・窓ガラスがわれることがある。</li> <li>・電柱が倒れているのが分かる。</li> </ul>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

震度 5 強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人が行動に支障を感じる。</li> <li>・タンスなどの重い家具や自動販売機が倒れる。</li> <li>・自動車の運転が困難になる。</li> </ul>	震度 6 弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立っていることが困難になる。</li> <li>・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。</li> <li>・耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。</li> </ul>
震度 6 強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はわないと動く事が出来ない。</li> <li>・固定していない家具のほとんどが移動、転倒する。</li> <li>・耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。</li> </ul>	震度 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の意思で行動できない。</li> <li>・ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもある。</li> <li>・耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく破損することがある。</li> </ul>

## (2) 風水害等災害時の体制

風水害等災害時の活動体制は、次のとおり「警戒本部」「対策本部」の2体制とする。



## 4 活動内容

### (1) 警戒本部の活動

- ア 災害情報の収集
- イ 被害状況の収集
- ウ 対策本部の設置準備
- エ 初動支所班との連携

### (2) 対策本部の活動

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ア 情報の収集伝達     | イ 被害状況の収集    |
| ウ 避難に関すること    | エ 出火防止、初期消火  |
| オ 救出・救護に関すること | カ 応援要請に関すること |
| キ 給食、給水       | ク 避難所の開設、運営  |
| ケ 初動支所班との連携   | コ 他団体等との連携   |

## 本部班(各種団体)の活動

自治連合会	対策本部の統括（避難状況、災害情報の把握） 初動支所班（市対策本部）との連携・避難所の開設
自主防災会	避難状況、被害状況の収集・避難場所への誘導指示 市等の避難勧告、指示が出た場合の自治会への誘導指示 防災資機材の調達
社会福祉協議会	避難場所、避難所における必要資材及び給食給水の調達 ボランティア団体等の受け入れ（要請、受け入れ）
民生・児童委員協議会	要援護者の状況把握及び避難者の支援（避難場所・避難所等）
体育振興会	避難状況を収集するとともに、救出救護が必要と認める場合は、消防署への出動要請、周辺住民への協力要請
自主防犯推進協議会	避難場所における避難者の確認、避難所への誘導 避難場所での混乱防止に努める
自治連合会女性部	避難場所、避難所における食料等の配分 避難場所、避難所における炊き出し

※ 各種団体等の活動の詳細は、必要に応じ各団体が別に定める

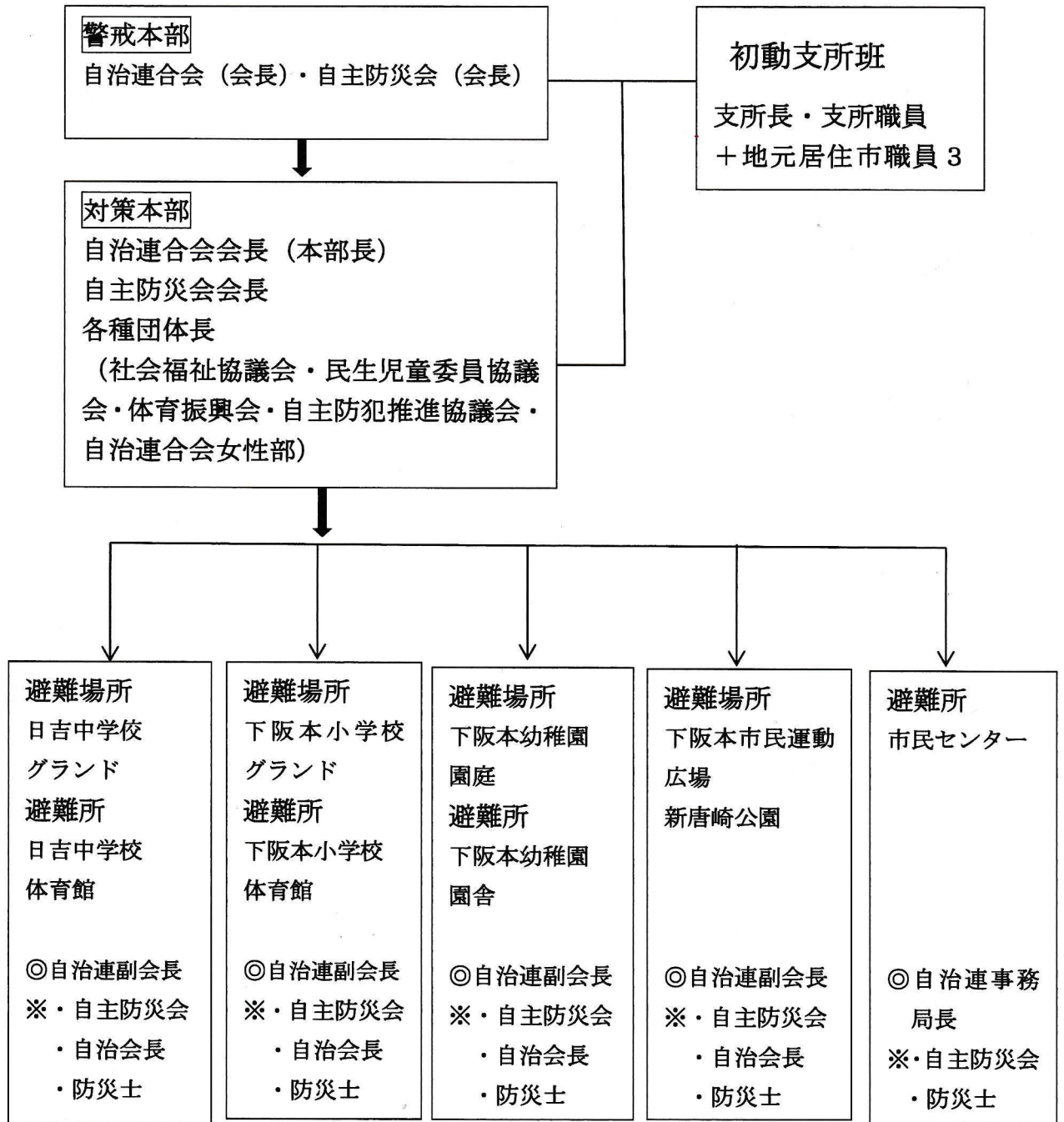
### 災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会	ボランティア団体の要請・受け入れ・活動場所の決定
---------	--------------------------



### (3) 警戒本部・対策本部・避難場所・避難所の構成員

(市民センター)



◎印は、責任者

※印は、自主防災会が指名した者

## 5 平常時の活動

### 自主防災会

- (1) 防災知識の普及、啓発
- (2) 危険個所の調査、把握
- (3) 防災資機材の整備・点検
- (4) 訓練の実施

ア 部分訓練 イ 個別訓練 ウ 総合訓練

### 自治連合会及び関係各種団体

適宜個別訓練を行い、自主防災会が実施する住民を対象とした「総合訓練」に参加

#### ※ 部分訓練

(消火栓・消火器の取扱い、水バケツその他防災資機材の取扱い)

#### ※ 個別訓練

(情報連絡・消火・救出、救護・避難誘導・給食、給水・避難所運営の各訓練)

#### ※ 総合訓練

(2以上の個別訓練について総合的に行う)

## 6 下阪本学区防災計画

### 1 目的

この計画は、下阪本学区自主防災会規約第5条の規定に基づき、防災計画に必要な事項を定める。

### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成に関する事。
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事。
- (3) 災害危険個所の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 避難に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食給水に関する事。
- (10) 災害要援護者に関する事。
- (11) 避難所の運営に関する事。
- (12) 他組織との連携に関する事。
- (13) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

### 3 自治会自主防災会組織の設立と連携

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また平常時の活動をより円滑に行うための自治会自主防災会の組織設立と学区自主防災会との連携を図る。

### 4 防災知識の普及・啓発

住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

#### (1) 普及・啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画に関する事
- イ 地震・火災等についての知識に関する事
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事
- エ 食料を確保することの重要性に関する事

#### (2) 普及啓発の方法

- ア パンフレット、ポスター等広報資料の配布
- イ 座談会、講演会、起震車による地震体験等の開催

## 5 災害危険個所の把握

災害予防に資するため、危険個所の把握に努める。

### (1) 把握事項

- ア 危険個所パトロール
- イ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

### (2) 把握方法

- ア 自治会、自主防災会相互の連絡調整
- イ 座談会、後援会、研修会等の開催

## 6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

部分訓練、個別訓練及び総合訓練とする。

### (2) 部分訓練

- ア 消火器の取扱い
- イ 水バケツその他防災資機材の取扱い

### (3) 個別訓練

- ア 情報連絡訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 給食給水訓練
- カ 避難所運営訓練

### (4) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行う。

### (5) 訓練の実施

訓練は、自治連定例会及び広報誌等で住民に周知する。

### (6) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、総合訓練にあつては、年1回以上、部分訓練及び個別訓練にあつては、随時実施する

## 7 情報の収集・連絡

(1) 災害が発生した場合は、自治会自主防災会を通じ、次の措置を講ずる。

- ア 災害情報や被害情報の把握
- イ 住民に、発生場所と出火防止の協力呼びかけ
- ウ 防災関係機関が行う活動に協力し、デマやパニックの発生を防ぐ

## 8 避難

### (1) 避難計画と避難場所

避難状況を把握し、自治会自主防災会と事前に協議した最寄りの避難場所へ誘導する。

### (2) 避難誘導の指示

市等の避難指示又は防災関係機関から避難勧告が出たときは、自治会自主防災会へ避難誘導を指示する。

### (3) 避難場所での混乱防止

自治会自主防災会からの避難状況を集約し、避難場所での混乱防止のため、住民と市等関係機関との中継的役割を持ってお互いの連絡調整にあたる。

## 9 出火防止の徹底と初期消火計画

出火防止の徹底を図るため、自治会自主防災会が独自で開催する消火訓練等を支援し、地域内に火災が発生した場合は、迅速に初期消火活動ができるよう自治会自主防災会の連携・協力体制づくりを行う。

## 10 救出・救護

### (1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は積極的に協力する。

### (2) 防災関係機関の出動要請

防災関係機関による救出救護が必要であると認めたときは、ただちに出動を要請する。

### (3) 医療機関への搬送

負傷者の状況により、必要と認めたときは、消防局及び医療機関へ連絡する。

## 11 給食・給水

### (1) 給食・給水計画

自治会自主防災会は、独自の食料・飲料水等の調達及び被災者への供給、不足物資の把握と供給の要請、物資の受け入れと被災者へ供給、炊き出しの実施等について、計画を策定する。

### (2) 個人備蓄の啓発

災害時における自らの生活確保のため、住民自らが食料、飲料水、生活必需品の備蓄をするよう呼びかける。

### (3) 避難場所等における給食及び給水は、次のとおり行う。

ア 給食の実施

食料等の配分、炊き出し活動

イ 給水

水道井戸等により確保した飲料水又は生活用水による給水活動

ウ 給水等物資の調整

自治会自主防災会から、避難者の物資配布要請があったときは、これを集計し、関係機関等へ需要状況を報告、物資の確保に努める

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者対応計画

災害時要援護者の対策は、日常的な安全対策やケア体制が重要であることから、災害時要援護者と地域住民が日常から信頼関係を構築し、防災対策、支援体制について計画を策定する。

(2) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

自治会自主防災会は、災害時に要援護者の避難活動を円滑に行うため、災害時要援護者台帳・マップ等作成にあたり、担当民生児童委員の協力を得る。なお、個人情報については、細心の注意を払うこととする。

(3) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護

ア 一人の災害時要援護者に対して複数の地域住民による援助活動を行う

イ 災害時の避難誘導と安否確認については、自治会長や自治会福祉委員及び民生児童委員等と災害時要援護者、隣近所等で体制を組み活動を行う

ウ 専門的な介護は、介護技術を備えたホームヘルパーなどが中心で活動を行う

13 避難所の確保・運営

避難所の確保・運営については、避難所となる施設の管理規則を遵守し、管理者との連携のもとで、被災者が自ら避難所を管理・運営するよう努める。

14 防災資機材等の整備等

火災等の災害予防及び災害応急活動に必要な資機材の整備、保守管理等は、防災担当者の助言、協力を得て年次計画により整備する。

付 則

この計画は、平成18年9月1日から施行する。

## (参考資料)

### 避難場所・避難所

#### 避難場所

下阪本幼稚園園庭	下阪本四丁目 15-12
下阪本小学校グラウンド	下阪本四丁目 10-1
日吉中学校グラウンド	下阪本六丁目 38-26
新唐崎公園	下阪本六丁目 2
下阪本市民運動広場	比叡辻二丁目 14

#### 避難所

下阪本市民センター	下阪本三丁目 14-30
下阪本小学校体育館	下阪本四丁目 10-1
日吉中学校体育館	下阪本六丁目 38-26
下阪本幼稚園	下阪本四丁目 15-12

#### ◎ 避難場所とは

避難に適した広場・公園など

#### ◎ 避難所とは

一時的に避難生活を送っていただく施設

災害時自治会集合場所及び避難場所（令和4年5月1日現在）

区	自治会名	世帯数	集合場所	避難場所	避難所
1	寺田	57	寺田団地児童遊園地	小学校グランド	小学校体育館
	四ツ谷町	52	志津若宮神社前	小学校グランド	小学校体育館
	カニ川	23	寺田団地児童遊園地	小学校グランド	小学校体育館
	アヴェニュー下阪本	32	下阪本1丁目第3児童遊園地	小学校グランド	小学校体育館
2	馬場町	79	あけぼの公園	小学校グランド	小学校体育館
	五丁組町	73	山側：関西電力変電所前 浜側：七本柳ゲートボール場	小学校グランド	小学校体育館
	桜本西	20	桜本西自治会館予定地	小学校グランド	小学校体育館
3	柳町	28	七本柳(旧自治会館前)	小学校グランド	小学校体育館
	小唐崎町	16	七本柳(旧ゲートボール)	小学校グランド	小学校体育館
	堂の前町	24	J A レーク西大津支店	小学校グランド	小学校体育館
4	南大道町	37	J A レーク西大津支店	小学校グランド	小学校体育館
	コミュニティ城畔	26	下阪本小学校グランド	小学校グランド	小学校体育館
	北大道町	15	北大道自治会館	小学校グランド	小学校体育館
	叡山町	5	下阪本小学校グランド	小学校グランド	小学校体育館
	南酒井町	19	下阪本小学校グランド	小学校グランド	小学校体育館
	北酒井町	5	下阪本小学校グランド	小学校グランド	小学校体育館
5	新町	8	霊府神社前	小学校グランド	小学校体育館
	梵音堂町	38	下阪本小学校グランド	小学校グランド	小学校体育館
	内太間町	33	自治会掲示板前	下阪本幼稚園園庭	幼稚園園舎
	外太間町	19	大弁財天前	下阪本幼稚園園庭	幼稚園園舎
	椎原・的場	43	下阪本幼稚園園庭	下阪本幼稚園園庭	幼稚園園舎
	藤の木	28	たけのこ保育園園庭	下阪本幼稚園園庭	幼稚園園舎
	レスト下阪本	31	レスト下阪本公園	下阪本幼稚園園庭	幼稚園園舎
	ネオタウン横田	32	ネオタウン掲示板前 下阪本五丁目児童公園	下阪本幼稚園園庭	幼稚園園舎
6	磯成	41	磯成公園	新唐崎公園	日吉中体育館
	富ヶ崎町	22	新唐崎公園	新唐崎公園	日吉中体育館
	浜町	66	新唐崎公園	新唐崎公園	日吉中体育館
	登り町	33	若宮神社前	新唐崎公園	日吉中体育館
	渡り町	158	日吉中グランド	日吉中グランド	日吉中体育館
比叡辻	南比叡辻町	21	大崎神社前	新唐崎公園	日吉中体育館
	北比叡辻町	21	比叡辻町自治会館前	新唐崎公園	日吉中体育館
	下阪本団地	50	団地内公園	日吉中グランド	日吉中体育館
	西比叡辻町	57	下阪本市民運動広場	下阪本市民運動広場	日吉中体育館
	比叡辻団地	120	下阪本市民運動広場	下阪本市民運動広場	日吉中体育館
	シャルマンコーポ 比叡	30	玄関前	下阪本市民運動広場	日吉中体育館
	車塚	33	下阪本市民運動広場	下阪本市民運動広場	日吉中体育館
木の岡	木の岡町	235	木の岡児童遊園地	下阪本市民運動広場	日吉中体育館

計 1,630



防災倉庫の場所と防災資機材

- 1号 下阪本小学校南西側    5号 下阪本1丁目第2児童公園（寺田）  
 2号 下阪本小学校校内    6号 比叡辻臨水公園  
 3号 新唐崎公園            7号 桜本西自治会館建設用地  
 4号 下阪本市民運動広場    8号 日吉中学校校内  
                                  9号 藤の木自治会

AED 下阪本支所:1

(令和4年4月1日現在)

種類	資機材名	数	防 災 倉 庫 (内訳)								
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
初期消火用資機材	バケツ	92	13	10	10	10	10	10	9	10	10
	軽可搬ポンプ	1	1								
救助用資機材	ハロゲン投光器一式	13	2	2	1	2	1	1	1	1	2
	チェンソー	9		2	1	1	1	1	1	1	1
	油圧ジャッキ	10		3	1	1	1	1	1	1	1
	救急セット	11		2	1	2	2	1	1	1	1
	三角布	100		100							
	担架	9	1	2		1	1	1	1	1	1
	のこぎり	19		4	1	3	3	2	2	2	2
	かけや	10		2	1	2	1	1	1	1	1
	スコップ	24		5	2	3	2	3	3	3	3
	つるはし	9		2	1	1	1	1	1	1	1
	ロープ	15	1	3	2	2	2	1	1	1	2
	クリッパー	13		2	1	2	1	1	1	2	3
	大ハンマ	9		2	1	1	1	1	1	1	1
	大バール	13		2	1	2	2	2	1	2	1
	脚立	7		1		1	1	1	1	1	1
水中ポンプ	2		1	1							
一輪車	7		1		1	1	1	1	1	1	
情報伝達資材	電池メガホン	10		2	1	2	1	1	1	1	1
	強力ライト	15		3	1	3	2	2	2	2	
	トランシーバー	4		4							
衛生生活用資材	折りたたみ給水器	18		5	2	3	2	2	2	2	
	発電機	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	釜戸セット	3		1		1		1			
	コードリール	13	1	2	1	1	1	1	1	2	3
その他	ブルーシート	36		8	4	9	6	3	2	2	2
	ヘルメット	90	自治会長・委員に貸与								
	自治会防災旗・ベスト	37	各自治会に貸与								
	テント	1		1							
	油携行缶	10	1	2		2	1	1	1		2
	人工呼吸器用携帯マスク	3		3							
	粉末消火器	6		6							
ネコ (あて木)	7		1	1	1	1	1	1		1	